

# ☆今、思想と信教の自由を守るために！

「天皇の代替わり」と「二月一日」

◆昨年、即位の礼・大嘗祭が行われ、天皇の代替わりがなされました。そこには私たちの国の大きな問題が存在しています。それは、政府が即位の礼を国事行為として、大嘗祭を公費によって行ったことに言い表されます。そうして政府は神道という特定の宗教に特権を与え、天皇の神格化を国が認める、という事を明らかにした、ということなのです。私たちはこの現状の中で、最初の「二月一日」を迎えます。

◆二月一日は「建国記念の日」と政府は定めています。この日はかつて、神話に基づいて、最初の天皇の神武天皇が即位をした「紀元節」とされてきました。政府は敗戦後、この日を「建国記念の日」とし、「日本の建国は天皇の即位の日。天皇の日本支配が確立した日だ」という神話を国民に思い起こさせようとするのです。  
「天皇の代替わり」において、国は天皇の神格化を認めることを明らかにしました。そして多くの国民は「祝賀」として、それを問題視せず、過ぎました。その中で迎える「二月一日」。私たちはこの日も問題なく過ごすのでしょうか。

## 日本国憲法に保障された「思想と信教の自由」

◆私たちの日本国憲法にこうあります。「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」(第一九条)。「信仰の自由は、何人に対してもこれを保障する。如何なる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」(第二〇条)。思想と信教の自由の保障です。政府はこの憲法に規制されて存在します。ですから天皇を神格化することを、国が認めるかのように政治を果たすことは許されないのです。日本という国は、国として、特定の宗教に特権を与えることは無い。そのことによって、国民の誰もが、自由にものを考え、自由に信仰を持つことが出来ることを保障しています。

◆日本はかつて、天皇を神とすることで、その権力を利用する政府の暴走を止めることが出来ず、愚かな戦争に突き進みました。幾百万の命が失われました。しかしその悲惨な経験によって、日本は日本国憲法を得て、思想と信教の自由が保障され、国が強制する考えから自由になりました。私たちは誰からも強制されず、考え、信じる事が許されている、自由を知ったのです。

ここに至るには、戦争の悲惨な経験も含め、「自由獲得」の努力と戦いが必要でした。憲法は第九七条で言います。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であると。戦争の犠牲を無にしないで、思想と信教の自由を守り続けるということは、なお続く、私たちに課せられた努力と戦いが目指す所です。自由を生きるために、私たちは学び続け、戦い続けます。そしてこの憲法の心を、将来に引き継ぎます。そのための努力こそが、憲法によって与えられている私たちの「自由」の、真実の用い方だと、私は思っています。

二〇二〇年二月九日(日) 護憲平和行進(通算六三六回目)

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

☆2・11 思想と信教の自由を守る静岡県西部集會のおしらせ

日時・場所 二月一日(火・休) 午後二時より、浜松市地域情報センター(中区)講演演題 「信教の自由の現在」――教会の「牧師として今考えていること」――講師 佐藤司郎氏(日本キリスト教団仙台北三番丁教会牧師、東北学院大学名誉教授)

## 日本国憲法

### 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。  
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 第十九条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

### 第二十条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。  
国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

### 第九十七条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。